日調連発第１２３号
令和２年７月１６日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律の施行に伴う法人登記事務の取扱いについて（参考送付）

標記について、法務省民事局民事第二課から、別添のとおり情報提供がありましたので、参考までに送付します。

別　添

機密性２　完全性２　可用性２

法務省民商第１０８号
令和２年７月１０日

法務局民事行政部長　殿
地 方 法 務 局 長　殿

法務省民事局商事課長
（　公　印　省　略　）

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律の施行に伴う法人登記事務の取扱いについて（通知）

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（令和元年法律第２９号。以下「改正法」という。）が昨年６月１２日に公布され，本年８月１日から施行されますが，これに伴う法人登記事務の取扱いについては，下記の点に留意し，事務処理に遺漏のないよう，貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお，本通知中，特に改正法による改正前の法律を引用するときは，「旧」の文字を冠することとします。

記

第１　司法書士法人関係

１　社員が一人の司法書士法人の許容

司法書士法人の設立には二人以上の社員が必要であったが，社員が一人の司法書士法人の設立が可能とされた（司法書士法（昭和２５年法律第１９７号）第３２条第１項）。

また，司法書士法人は，社員が一人になり，そのなった日から引き続き６月間その社員が二人以上にならなかった場合には，その６月を経過した時に解散するとされていた（旧司法書士法第４４条第２項）が，社員が一人の司法書士法人の設立が可能とされたことに伴い，同項が削られ，司法書士法人の解散事由として，「社員の欠亡」が定められた（司法書士法第

４４条第１項第７号)。

したがって，司法書士法人において，社員が欠けたときは，当該司法書士法人は解散することとなる。

２　継続の登記（司法書士法第４４条の２関係）及び社員の入社の登記

司法書士法人は，社員の欠亡（司法書士法第４４条第１項第７号）によって解散するが，社員の死亡により欠亡に至った場合に限り，当該社員の相続人の同意を得て，新たに社員を加入させて司法書士法人を継続することができることとされた（司法書士法第４４条の２)。この場合において，継続の登記の申請書には，「組合等が継続したことを証する書面」を添付しなければならない（組合等登記令（昭和３９年政令第２９号。以下「組登令」という。）第１９条の２)。

ここでいう「組合等が継続したことを証する書面」とは，司法書士法第４４条の２に規定する死亡した社員の相続人（司法書士法第４６条第３項において準用する会社法（平成１７年法律第８６号）第６７５条において準用する同法第６０８条第５項の規定により社員の権利を行使する者が定められている場合にはその者）の同意があったことを証する書面及び新たな社員が入社の承諾をしたことを証する書面である。

これらの書面は，継続に際して新たに入社した社員についての社員の入社の登記の申請書に添付すべき社員の変更を証する書面（組登令第１７条第１項）にも該当する。これに加えて，当該申請書には，当該社員が司法書士であることを証する書面も添付しなければならない（司法書士法第２８条第１項参照)。

３　経過措置規定による継続の登記（改正法附則第２条関係）

改正法の施行日前に旧司法書士法第４４条第２項の規定により解散した司法書士法人は，施行日以後その清算が結了するまで（解散した後３年以内に限る。）の間に，その社員が当該司法書士法人を継続する旨を，その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された司法書士会及び日本司法書士会連合会に届け出ることにより，当該司法書士法人を継続することができることとされた（改正法附則第２条)。この場合において，継続の登記の申請書には，「組合等が継続したことを証する書面」を添付しなければならない（組登令第１９条の２)。

ここでいう「組合等が継続したことを証する書面」には，日本司法書士

会連合会会長が発行する司法書士法人を継続する旨を届け出たことの証明書（別紙１）が該当する。

第２　土地家屋調査士法人関係

１　社員が一人の土地家屋調査士法人の許容

土地家屋調査士法人の設立には二人以上の社員が必要であったが，社員が一人の土地家屋調査士法人の設立が可能とされた（土地家屋調査士法第３１条第１項）。

また，土地家屋調査士法人は，社員が一人になり，そのなった日から引き続き６月間その社員が二人以上にならなかった場合には，その６月を経過した時に解散するとされていた（旧土地家屋調査士法第３９条第２項）が，社員が一人の土地家屋調査士法人の設立が可能とされたことに伴い，同項が削られ，土地家屋調査士法人の解散事由として，「社員の欠亡」が定められた（土地家屋調査士法第３９条第１項第７号）。

したがって，土地家屋調査士法人において，社員が欠けたときは，当該土地家屋調査士法人は解散することとなる。

２　継続の登記（土地家屋調査士法第３９条の２関係）及び社員の入社の登記

土地家屋調査士法人は，社員の欠亡（土地家屋調査士法第３９条第１項第７号）によって解散するが，社員の死亡により欠亡に至った場合に限り，当該社員の相続人の同意を得て，新たに社員を加入させて土地家屋調査士法人を継続することができることとされた（土地家屋調査士法第３９条の２）。この場合において，継続の登記の申請書には，「組合等が継続したことを証する書面」を添付しなければならない（組登令第１９条の２）。

ここでいう「組合等が継続したことを証する書面」とは，土地家屋調査士法第４４条の２に規定する死亡した社員の相続人（土地家屋調査士法第４１条第３項において準用する会社法第６７５条において準用する同法第６０８条第５項の規定により社員の権利を行使する者が定められている場合にはその者）の同意があったことを証する書面及び新たな社員が入社の承諾をしたことを証する書面である。

これらの書面は，継続に際して新たに入社した社員についての社員の入社の登記の申請書に添付すべき社員の変更を証する書面（組登令第１７条

第１項）にも該当する。これに加えて，当該申請書には，当該社員が土地家屋調査士であることを証する書面も添付しなければならない（土地家屋調査士法第２８条第１項参照）。

３　経過措置規定による継続の登記（改正法附則第６条関係）

改正法の施行日前に旧土地家屋調査士法第３９条第２項の規定により解散した土地家屋調査士法人は，施行日以後その清算が結了するまで（解散した後３年以内に限る。）の間に，その社員が当該土地家屋調査士法人を継続する旨を，その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された土地家屋調査士会及び日本土地家屋調査士会連合会に届け出ることにより，当該土地家屋調査士法人を継続することができることとされた（改正法附則第６条）。この場合において，継続の登記の申請書には，「組合等が継続したことを証する書面」を添付しなければならない（組登令第１９条の２）。

ここでいう「組合等が継続したことを証する書面」には，日本土地家屋調査士会連合会会長が発行する土地家屋調査士法人を継続する旨を届け出たことの証明書（別紙２）が該当する。

別紙１

司法書士法人を継続する旨を届け出たことの証明書

（所属する司法書士会）　　司法書士会
（司法書士法人名）　　第　　号
（主たる事務所の所在地）
（会社法人等番号　　―　　）
（旧司法書士法第４４条第２項の規定による解散の年月日）

（届け出た社員の氏名（職務上の氏名））
（届け出た社員の住所）
（継続する旨を届け出た日）

上記の司法書士法人の社員が，司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（令和元年法律第２９号）附則第２条に基づき，その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された司法書士会及び日本司法書士会連合会に当該司法書士法人を継続する旨を届け出たことを証明する。

年　月　日

日本司法書士会連合会

会長　　職印

別紙２

土地家屋調査士法人を継続する旨を届け出たことの証明書

（所属する土地家屋調査士会）　　土地家屋調査士会
（土地家屋調査士法人名）　　第　　号
（主たる事務所の所在地）
（会社法人等番号　　―　　）
（旧土地家屋調査士法第３９条第２項の規定による解散の年月日）

（届け出た社員の氏名（職名））
（届け出た社員の住所）
（継続する旨を届け出た日）

上記の土地家屋調査士法人の社員が，司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（令和元年法律第２９号）附則第６条に基づき，その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された土地家屋調査士会及び日本土地家屋調査士会連合会に当該土地家屋調査士法人を継続する旨を届け出たことを証明する。

年　月　日

日本土地家屋調査士会連合会

会長　　職印